

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月 28 日策定 平成 26 年 5 月 30 日改訂 平成 29 年 5 月 19 日改訂 平成 30 年 3 月 29 日改訂 平成 31 年 3 月 29 日改訂

令和 2 年 6 月 29 日改訂 令和 3 年 4 月 20 日改定

和泉市立池上小学校

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。

しかしながら、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、学校全体で組織的な取組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、授業中はもちろんのこと、休み時間やさまざまな活動の中で児童どうしの温かい関係づくりに重点を置いていく事が重要である。また、児童一人ひとりの観察を丁寧に行い、わずかな心や身体の変化にも気づく事もいじめの未然防止、早期対応につながるものである。

このような活動の推進には学校の指導体制を定め、日常からの教職員の共通理解が必要なことから、「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本方針に基づいた取り組みや対応を進めていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ なお、好意から行った行為等が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、学校は行為を行った児童に悪意はなかったことを加味し、コミュニケーション力の育成の視点を持って「いじめ」などの言葉を使わずその対応を進める事も考慮する必要はある。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童生徒支援加配、生活指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭（スクールカウンセラー）

(3) 役割ア 学校いじめ防止基本方針の策定 イ いじめの未然防止対策立案（「いじめ早期発見事案対処マニュアル」「以後いじめ対処マニュアル」という）及びチェックリストの作成等

ウ いじめの対応 エ 教職員の資質向上のための校内研修 オ いじめアンケートの実施と集計 カ 年間計画の企画と実施 キ 年間計画進捗のチェック ク 各取組の有効性の検証

ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

池上小学校 いじめ防止年間計画

	いじめ対策委員会	全校等の取り組み
4 月	- いじめ未然防止の取り組み内容の検討 - 望ましい集団作りのための取り組み内容の検討 - いじめに対する学校方針の検討 - いじめ対処マニュアル周知	縦割り活動
5 月	- 気になる子どもの報告会 1 学期の取り組みの反省と 2 学期以降の取り組みの検討 - いじめ問題にかかる研修	「いじめアンケート」
7 月	- 集団作りについての研修会の企画（8 月教職員研修） - いじめアンケートの実施検討①	
9 月		縦割り活動
10 月		運動会
12 月	2 学期の取り組みの反省と 3 学期以降の取り組みの検討 - いじめアンケートの実施検討②	「いじめアンケート」
1 月	いじめアンケートの内容検討③	- 縦割り活動 「いじめアンケート」
2 月	3 学期の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討	「命の授業」
3 月	いじめアンケートの実施検討③	
定期的な取り組み		
毎週の職員終礼での情報交換（気になる児童の報告会）		

取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、（各学期の終わり等）年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

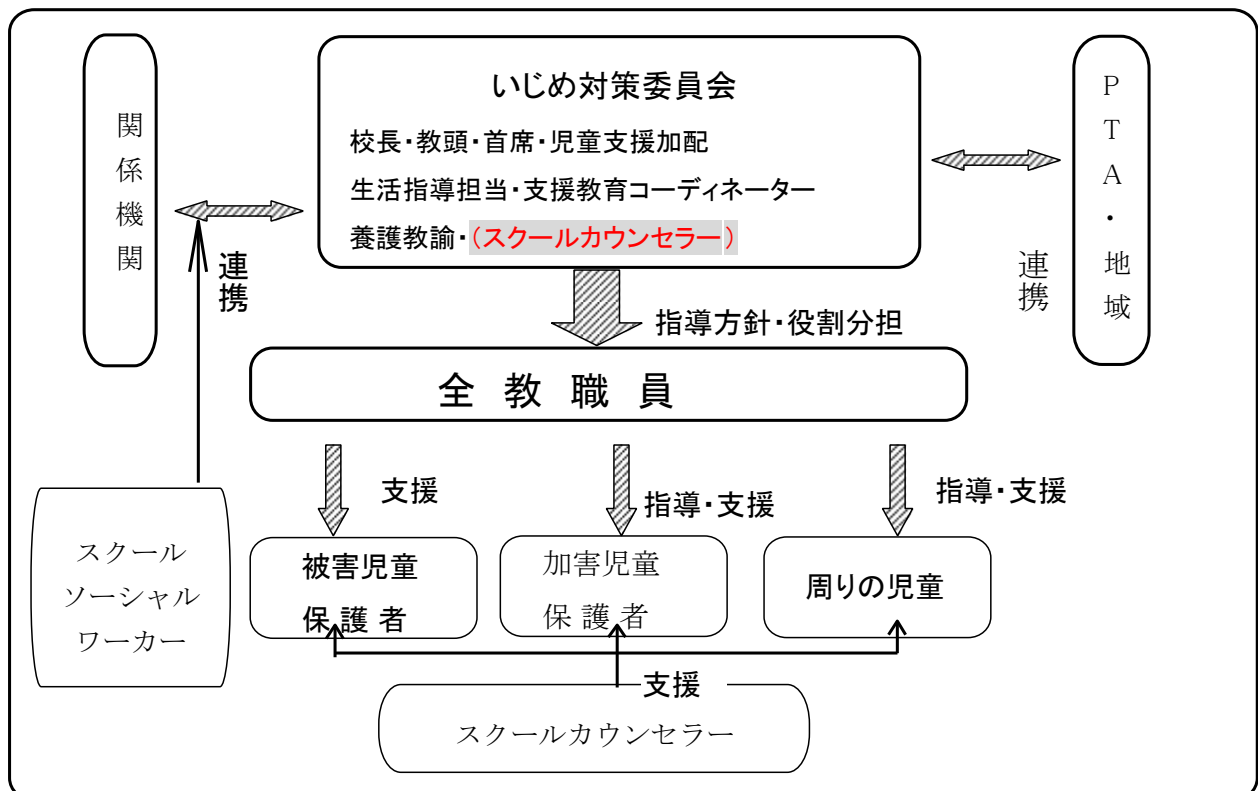
いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、生じた事案については事実を正確に把握したうえで適切な対応を進めていく。

とりわけ、未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、全職員の共通理解を進め体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

2. 学校体制について

校長、教頭、首席、児童生徒支援加配、生活指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭による「いじめ対策委員会」を構成し、保護者・各種関係機関・PTA・地域と連携しつつ、いじめ防止対策やいじめが発覚した場合の解決方針や方策を打ち出す。



(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合う態度を養う。また、自他の意見に相違があっても互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりとともに学級や学年、地域等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。

さらに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう「ちぐさ班」活動での異学年交流や児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実、児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫等の学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることないように努める。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。また、児童のグループ内で行われるいじめ等の特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童、教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知していく。

教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

いじめの早期発見の手立ては、定期的なアンケートや教育相談以外にもいじめ対処マニュアルの活用、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有し、事後の指導に生かしていく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、いじめ対処等を活用し的確な役割分担をして速やかに組織的に対応する。

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

また、学校や家庭にはなかなか話することができないような状況も考えられることから、「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知も進めていく。

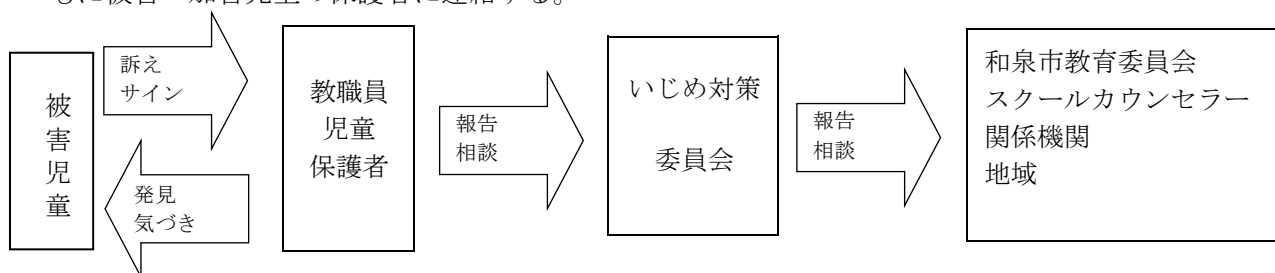
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 初期対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(2) 事実確認と情報の共有

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って和泉市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。



(3) 組織的対応

事実確認後、いじめ不登校対策委員会が中心となり、状況に応じた対応を検討し、学校全体の問題として教職員全体で取り組む。

(4) 所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときや、生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

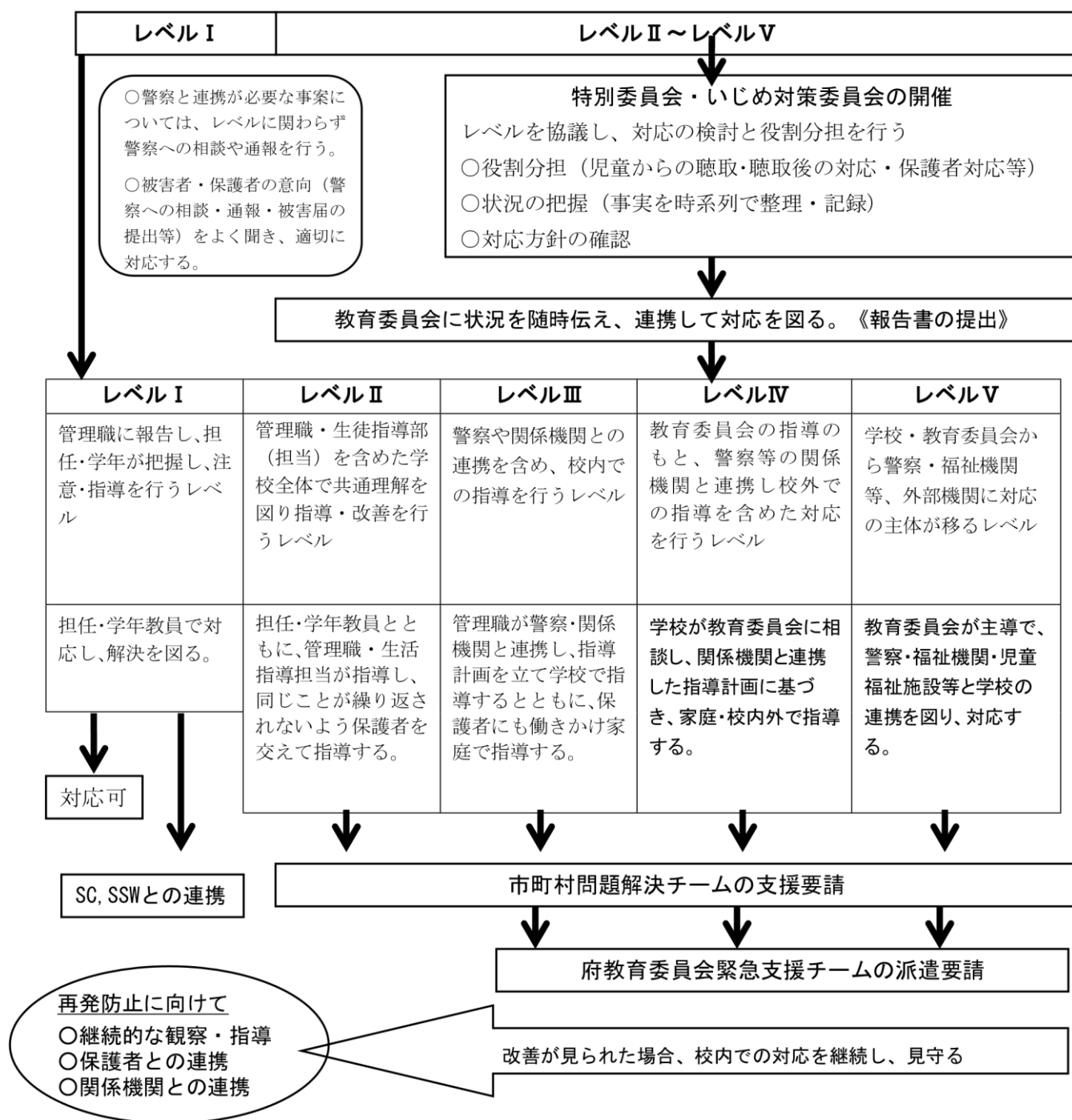
(5) 対応の流れ 児童の問題行動の発生時には、そのレベルをⅠ～Ⅴの5段階に分けて学校として必要な対応をとる。なお、問題行動の重篤度に応じた学校の対応については、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求める。

5つのレベル

レベルⅠ	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髮違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等 ※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろ ※いじめは、「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平な影響」という要素を 総合的に見て、レベルを判断する。 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為等 ※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合 ※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護、加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅤの対応を行うこととする。
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む）等 ※その他教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合。

レベルに応じた対応チャート



留意事項

- ※ 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベル I・II でも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- ※ レベル I～III は学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- ※ いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- ※ 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベル III 以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) **事実関係の報告** 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を報告する。その際、いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝ええる限り不安を除去するよう努める。
- (2) **人的支援** いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (3) **安心してすごせる環境の確保** 安心して登校・学習・その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室において指導することとし、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (4) **継続的な支援** いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) **事実確認と組織的対応**
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめ対策委員会が中心となり状況に応じた対応を検討し、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (2) **指導**
いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や福祉機関や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (3) **保護者への助言** 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) **全体に対して**
いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (2) **傍観者（見て見ない振りをする）に対して** いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) **観衆（はやしたてたり、おもしろがって見ている）に対して** はやしたてなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) **事実関係の確認** 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。

その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って和泉市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) 拡大の防止

ネット上のいじめは、特定の人間関係に留まらず不特定多数の者が閲覧する危険性もある。被害の拡大を避けるため、書き込み等を行った児童やプロバイダーに対して削除を求めるなど必要な措置を速やかにとる。なお、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、関係機関と連携を図り、協力を求める。

(3) 再発防止に向けた取組み

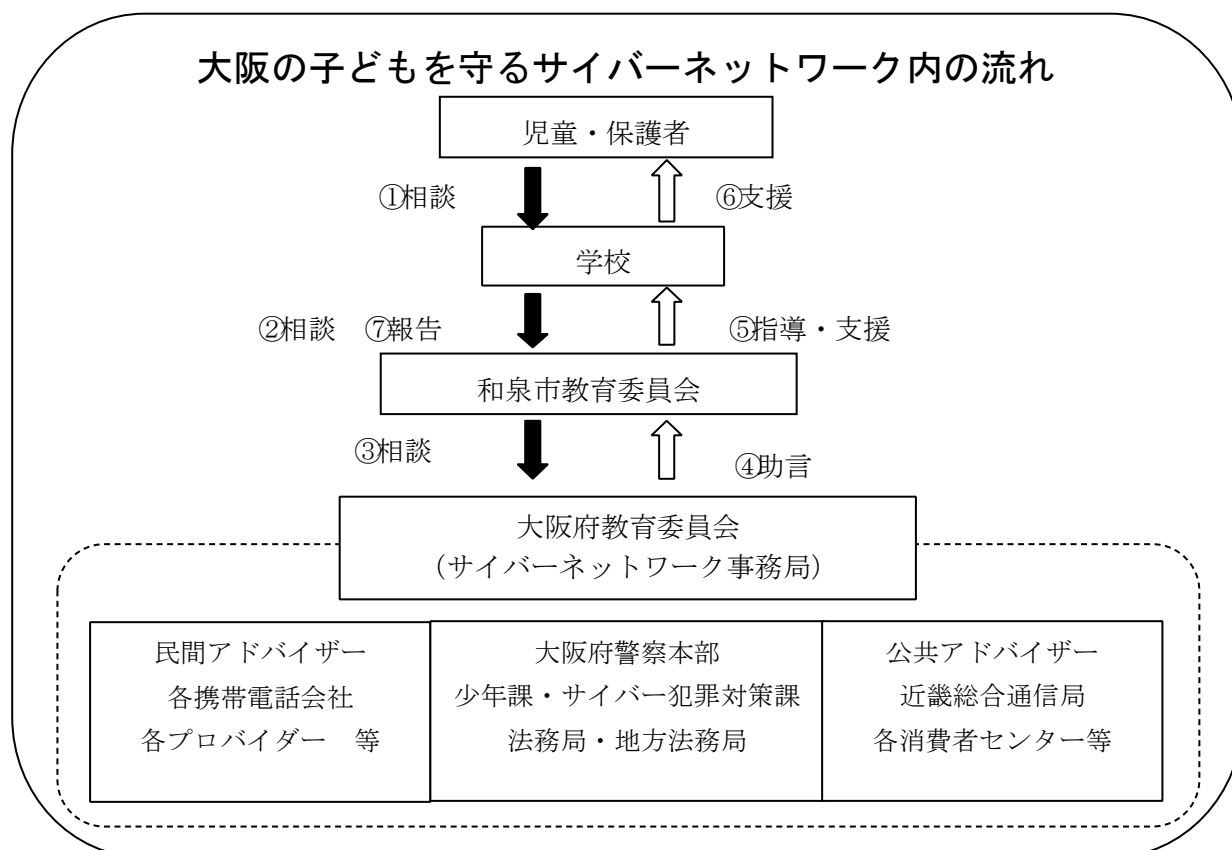
ア 学級指導、学年指導を通じ、ネット上においてどのような行為が犯罪になるのか啓発する。あわせて、自分の気持ちは直接伝えるように指導する。

イ 学級便り、学年通信等を活用して保護者に対しても啓発活動を行う。

地域、PTA活動等と連携し携帯・スマートフォンに関する教室等を開催する。

(4) 「大阪の子どもを守るネットワーク」の活用

「ネット上のいじめ」や有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。



※活用にあたっては、まず、和泉市教育委員会に相談をする。相談を受けた和泉市教育委員会は大阪府教育委員会と連携し、事案の内容に応じて各関係機関に連絡し、学校につなぐ。

第5章 重大事態への対処

(1) 対処の方法

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
※いじめ対策委員会がその組織となる場合もある。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する

(2) 定義

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合 等
- 「相当の期間」
 - ・ 年間30日を目安とする

(3) 申し立てへの対応

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

第6章 その他

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や地域住民などの参加を図ることが考えられる。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。また、いじめ対処マニュアルの徹底のためチェックリストを活用するなどいじめの早期発見、早期対応への取り組みを進める。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。